

# 働き方改革関連法案への産業医部会声明

## 【声明】

日本産業衛生学会産業医部会は【働き方改革関連法案のうち労働安全衛生法にかかる改正および労働時間等設定改善法にかかる改正】に賛成します。

その他の【働き方改革関連法案】については、心身に負荷の高い労働による健康障害を防止し、健康で生き生きと働ける職場環境の構築を促し、ワーク・ライフ・バランスを確保して、企業の発展と従業員の幸せの確保につなげることを、労使双方が真摯に追求することに合意できる内容である、という条件のもとで賛成します。

また、【働き方改革関連法案】における【労働基準法にかかる改正のうち時間外労働の上限新設の部分】で、医師を含む特定の業種に関する5年を目処とした適用猶予については、猶予期間経過後の完全かつ円滑かつ速やかな適用を求めます。

## 【詳細】

### はじめに

日本産業衛生学会は、産業衛生に関する学術の振興と、勤労者の職業起因性疾患の予防及び健康維持増進を図り、もってわが国の学術と社会の発展に寄与することを目的とする公益社団法人である。このうち産業医部会は、日本産業衛生学会定款に則し、産業医活動の充実、発展をはかることにより、産業医学の進歩に資することを目的とする職能団体の部会である。

これまで産業医部会は、長時間労働による健康障害防止対策の推進や、労働者の心の健康確保対策の推進や、いわゆるストレスチェック対応など、労働安全衛生法にかかる国の施策が制定された際には、その目指すところの実現に向けて十分に協力してきた。

その我々が当面の目標とするところは以下の事項の実現である。

- ① すべての労働者へ産業保健サービスを提供する。
- ② 産業医・衛生管理者・産業看護職・その他がチームを組んで産業保健サービスを提供する。
- ③ 各企業の事業内容に応じた産業保健の取り組みを可能とする。
- ④ 第一次予防(作業環境改善)を中心に取り組む。
- ⑤ 事業者責任をより明確にする。
- ⑥ 国際的な基準や動向との整合性を図る。

これらの観点から、今般の働き方改革関連法案について、学術学会としてのエビデンスや経験を踏まえて、産業医の権限と見解のおよぶ範囲で検討した結果を声明としたものである。

## 労働安全衛生法改正について

### 一. 面接指導等の対象業種の増加

この内容は、前記の「①すべての労働者へ産業保健サービスを提供」および「⑤事業者責任の明確化」に合致する施策のため賛成するものである。この際、労働安全衛生法第66条の8に規定する面接指導等について、「全ての労働者」を対象として「客観的な方法その他適切な方法によって」労働時間の把握を行うことが厚生労働省令で定めることとされているが、この「全ての労働者」には当然ながら労働基準法第41条で労働時間に関する規定の適用除外とされている労働者も含まれることを明記していただきたい。

### 二. 産業医・産業保健機能の強化

この内容については、厚生労働省令等の詳細な規定に盛り込む際には現場の意見を制度に反映していただきたい。

たとえば「1. 産業医の活動環境の整備」については、(1)(2)の勧告については比較的大きな規模の事業場では問題になることは少ない。勧告という用語をどのように捉えるかは人によると思われるが、衛生管理者や総括安全衛生管理者への「指導・助言」と組み合わせて、効果的な事業者指導になるよう指針等で例示することが望まれる。また、(3)(4)の産業医等の業務内容の掲示については、真摯に精力的に産業医業務に取り組む医師のいる事業場であればこそ形式的なものになって実効性が伴わない危惧があるため、たとえばイントラネットや社内報などで広報することも含まれるよう、幅広い周知方法を認めるようにしていただきたい。これらは前記の「③各企業の事業内容に応じた産業保健の取り組み」に該当するものである。

その他の「1. 産業医の活動環境の整備」の改正項目については、産業医部会として賛同する。ただし、産業医の権限強化と業務内容の増加に伴って、産業医が選任される事業場によっては業務所要時間の増加が予想されるが、主として臨床現場で就業する医師が社会貢献として兼務している嘱託産業医にとっては、限られた契約時間のなかでの対応となるため、具体的な規定化の際には産業看護職や衛生管理者と協働できることを含めるなど「産業医の活動環境の整備」によって、より効果的かつ効率的に活動できる場が提供されるような内容であることを求める。

また、「2. 産業医に対する情報提供等」については、事業者が労働者の労働時間や健康状態について調査して産業医に提供することは、前記の「⑤事業者責任の明確化」に該当し、実際には労務管理者や衛生管理者を介することが考えられるため、「②産業医・衛生管理者・産業看護職・その他がチームを組んで産業保健サービスを提供」や「③各企業の事業内容に応じた産業保健の取り組み」にも該当するため、産業医部会として賛同する。

## 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正について

いわゆる勤務間インターバルとして、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定を講ずることを事業者の努力義務とすることは、前記「④第一次予防(作業環境改善)を中心に」しており「⑤事業者責任をより明確に」した「⑥国際的な基準や動向との整合性」が取れた施策であり、産業医部会として賛同するものである。

## その他の【働き方改革関連法案】について

その他の働き方改革関連法案については、日本産業衛生学会産業医部会としては専門性が異なるため言及できない部分が多いが、我々の基本的な立場として、「働き方改革」が以下の条件を満たすことが明白であれば、賛同し協力する所存である。

つまり、心身に負荷の高い労働による健康障害を防止し、健康で生き生きと働ける職場環境の構築を促し、ワーク・ライフ・バランスを確保して、企業の発展と従業員の幸せの確保につなげることを、労使双方が真摯に追求することに合意できる内容であるとの前提である。

ただし、働き方改革関連法案について、労働基準法にかかる改正のうち時間外労働の上限新設の部分については、医師を含む特定の業種に関して改正法施行5年後を目処に適用するとした適用猶予の部分について、前記「①すべての労働者へ産業保健サービスを提供」の観点から、猶予期間経過後の完全かつ円滑かつ速やかな適用を求めるものである。

また、法律をまたぐ形になるが、上記の特定業種の適用猶予期間中においても、作業の安全確保のため、自分ないし他者へ危険を及ぼす可能性がある作業（高所等の危険作業・長時間運転や旅客運送作業・診断や手術等の医療処置作業）においては勤務間インターバル確保を一層強く求める、などの対策が望まれる。

## おわりに

我々日本産業衛生学会産業医部会は、企業の発展と従業員の幸せの確保につながるという、前述の趣旨に則っての今般の働き方改革関連法案であることを信じており、そうであれば、その改革実現のため我々は本改革案に賛同し協力する所存である。

具体的には産業医部会の会員は、全国の都道府県医師会での産業医研修会等において、これまでと同様に講師の役を請け負うなど、国内に数万人いる、いわゆる産業医有資格者のリーダーとして、わが国の働き方改革を健康確保の観点から強力に推し進める役割を担うであろう。そのため、具体的な改革の進め方については、適宜我々産業医部会から意見聴取を行い、現場の意見を制度に反映させていただきたい。

今般の働き方改革の動きが、国民の公衆衛生の向上に役立つことを願ってやまない。

2018(平成 30)年 1 月 22 日

(公益社団法人)日本産業衛生学会 産業医部会